

▶11/10~12/27に
CCUS技能者登録料
無料キャンペーン
(2面)▶

今月の紙面

② CCUS関連記事
④ ゆうゆう住宅申請は組合で!
建設国保関連記事の掲載:3面



発行所
広島県建設労働組合
〒733-0013 広島市西区横川新町8番12号
電話(082)232-6238 FAX(082)294-0248
発行人 書記長 谷口 秀樹
(機関紙は有料 組合員の機関紙代は組合費に含む)
定価1部70円 毎月1回10日発行

ホームページ

ひろしまけんろう

検索



スマホ携帯から
携帯でQRコードを
読み込んで下さい

(別途通信料金が必要となります)

第37回

9月18~20日

島根「くにびきメッセ」で
全国青年技能競技大会

全建総連は9月18~20日に、第37回全国青年技能競技大会を島根県松江市「くにびきメッセ」で開催しました。昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため、今大会は2年ぶりとなりました。

田脩一さんが輝きました。広島建労からは沖直哉さん(第7地連広島・20才)が大会に初参加し、全選手中23位の好成績を収め、奨励賞を頂きました。

大会は、原寸図と作製を6時間の制限時間内で競います。全52の採点項目を設け厳正な審査の下、最も優れた作品に贈られる金賞には、502点満点中464点を獲得した建設埼玉・角

参加選手の声

課題が残ることを実感しました。私は6月から練習を始め、

閉会式の講評では、島田競技委員より「原寸図作成は最後まで注意力的で描き上げること」「作品の仕上がりを決める小口の削りに差があり、日々の鍛錬が重要。来年に向け頑張ってください」との言葉がありました。

毎週1台の課題を製作しました。まず時間内に完成させることを目標に練習する中で、少しずつ自分が上達していることが分かり、嬉しかったです。

初めての参加で、本番は緊張しましたが、大会の雰囲気を楽しむことができました。また、刃物を丁寧に研いでおけば、組み立て後の削りで水を使わないでツルツルに仕上がるのが分かりました。

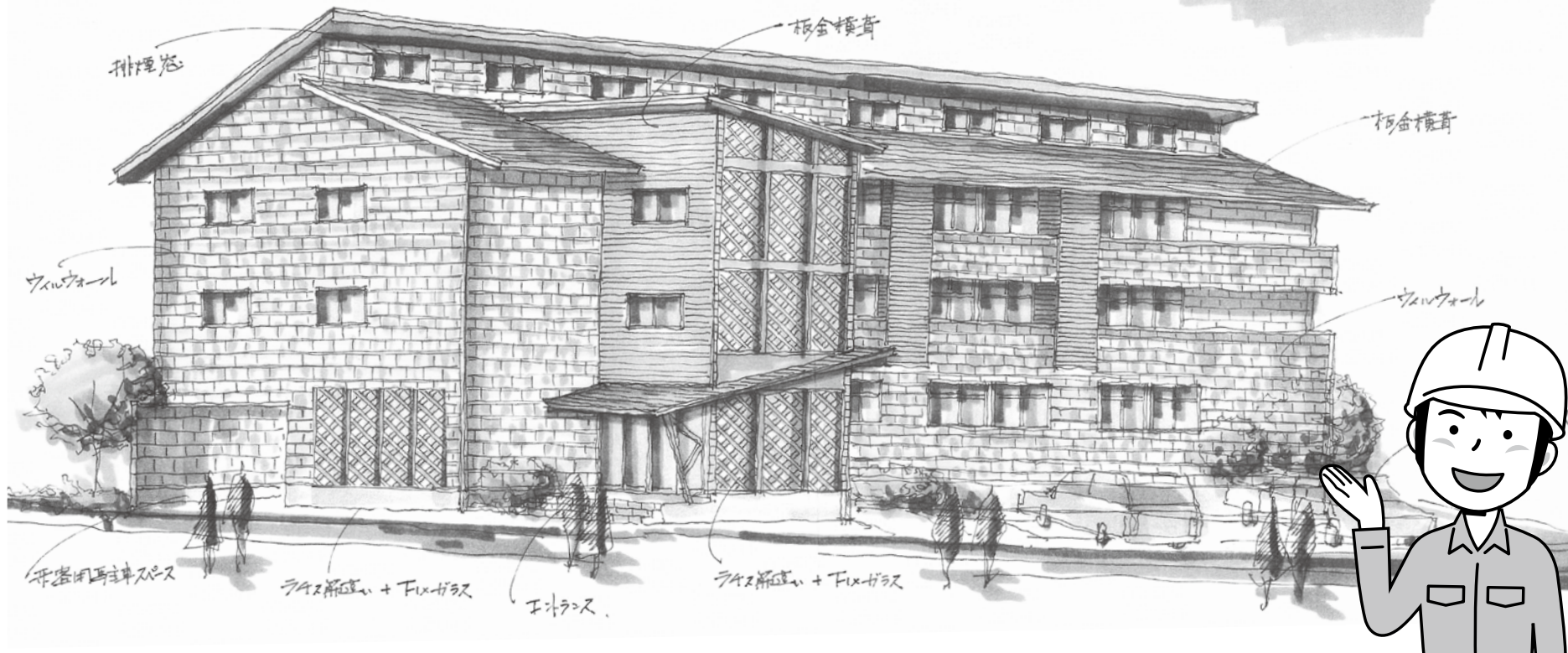
奨励賞を頂いたものの、研ぎや組み立て後の削り、図面精度にはまだまだ課題が残ることを実感です。今後は図面の描き方から見直し、胴付きやホゾ周りを正確な施工で付けられるようになりたいと思います。また金賞に向けてチャレンジしてみたいです。



組み立て完成に向けて奮闘中の沖さん

広島建労の沖選手
23位の好成績で奨励賞

新建労会館の完成イメージ図



8回建労会館建設委員会を開催予定です。

次回は11月1日(月)に第8回建労会館建設委員会を開催予定です。

地連よりご要望をいただいていた記念碑の保存については、現状を保存しての設置は難しいため、写真パネル等で記録を残すことが決定しました。

前回の建設委員会意見・要望が出ていた窓の設置、準耐力壁、駐車場の勾配など検討事項を修正し設計監理者のプランが再提案され、一部に再検討を求める意見が出されましたが、上部構造部分については了承されました。

要望が出ていた窓の設置、準耐力壁、駐車場の勾配など検討事項を修正し設計監理者のプランが再提案され、一部に再検討を求める意見が出されましたが、上部構造部分については了承されました。

島県協会に建労会館建設にあたっての施工協力依頼の文書を提出し、詳細について話し合うこと」「施工に参加を希望する組合員への募集アンケート用紙を作成して、各地連で応募者を集約すること」が承認されました。

委員会では、「全木協広島県協会に建労会館建設にあたっての施工協力依頼の文書を提出し、詳細について話し合うこと」「施工に参加を希望する組合員への募集アンケート用紙を作成して、各地連で応募者を集約すること」が承認されました。

第7回 建労会館建設委員会

「全木協に施工協力依頼」「参加応募者集約」など承認

11/10
受付開始

CCUS技能者登録料無料キャンペーン

(支援金として、5,000円または4,500円を翌年2月にキャッシュバック)

広島県建設労働組合

～お得な無料キャンペーンを利用して組合加入をご検討ください～

①インターネット申請 簡易型・詳細型

登録料：簡易型2,500円(税込) ※簡易型はキャンペーン対象外
詳細型4,900円(税込) ⇒ 支援金5,000円

※60歳以上詳細型の申請料は4,400円で、支援金は4,500円となります。

②窓口申請 詳細型のみ

登録料：詳細型4,900円(税込)
⇒ 支援金5,000円

※顔写真付き証明書を提出できない方は本部窓口申請のみとなります。

申請には、払込受領証
または支払手続き完了画面
の写しが必要です！払込受領証
または支払手
続き完了画面
の写しを準備CCUS技能者
登録料支援金
申請書を提出2月中旬に
通知ハガキ
が届く地連窓口で
支援金の受取
5,000円
または
4,500円CCUS技能者登
録料支援金申請書
はこちらの建労HP
からダウンロード可
能です

受付期間内(2021年11月10日～12月27日)に「CCUS技能者登録料支援金申請書」に記入し、CCUS技能者登録の根拠書類として、払込受領証(コンビニ等支払い)あるいはお支払手続き完了画面(インターネット決済)のいずれかの写しを添えて地連窓口または県本部へご提出ください。

※無料キャンペーンは上限枠に達した時点で早期終了する場合があります。

詳細型で技能者登録手続き(4,900円または4,400円の登録料支払いの証明が必要)を行った組合員または組合加入が見込まれる方に、5,000円(登録料が4,400円の方は4,500円)の支援金が支払われます。

※2022年1月1日時点で組合員でない方はキャンペーンの対象外となります。

「労働安全標語」を募集

安全対策部

安全意識の向上と普及を目指すため、今年も下記の要項に沿って「労働安全標語」を募集し、最優秀作品は来年度の広島建労安全対策部スローガンにします。ぜひご応募ください。

※上位5選(最優秀1本・優秀1本・佳作3本)に入選された作品には、謝礼を差し上げます。また、全建総連「労働安全標語募集」企画に、広島建労の代表作品として応募します。

内 容：労働安全に関する標語

文 字 数：できるだけ分かりやすい表現で簡潔なもの

応 募 先：各地連事務所(県本部へ投稿があった場合、地連事務所へ転送)

募集期間：8月～11月末日まで

応募資格：組合員さんと、そのご家族(1人1作品まで)

選 考：12月初旬

一人ひとりの技能と
経験を正しく評価CCUS「能力評価」13職種に対応
申請は業界団体での認定方式で再開

技能者のスキルはさまざま、建設業特有の請負と重層下請構造の下では、各職種業界共通「基準」での労働条件の適用は困難とされてきました。

しかし、平成31年に建設キャリアアップシステムを活用した、技能者のレベルを4段階で判定する「能力評価制度」を開始。各業界で建設技能者一人一人の経験と資格、マネジメント力についての基準を作成し、国が認めたのです。

この「能力評価制度」ですが、今年6月より制度の見直しが行われ、事業所から能力評価システムへの直

接入力方式が取りやめとなり、一時受付を停止していましたが、9月1日より能力評価システムが再開。能力評価基準を定めた35職種業界団体において、評価申請の受付および認定作業を行う方式になりました。

将来的には、CCUS技能者カード取得の段階でレベル分けをあらかじめ行う方式への変更が検討されています。

「能力評価制度」によるレベル判定では、業界ごとに共通の「もの差し」を示し、これに基づいた労働条件提示が可能になります。建設技能者として積むべき経験や資格をあらかじめ参照することができ、計画的な資格取得や経験蓄積(職業訓練)が容易になります。

なお、特定13職種(※)については、全建総連傘下組合での受付が可能になりました。他の22職種については、各業界の能力評価実施団体に申請が必要です。申請にあたっては、①能力評価申請書、②(現在の)CCUS技能者カードの写し、③CCUSに登録済みの資格情報を印刷したもの(画面コピーでも可)、④判定手数料(5千円)が必要です。レベルアップした

※特定13職種：建築大工、左官、電気工事、防水施工、建設塗装、海上起重、圧接型枠、橋梁、サッシ・カーテンウォール、保温保冷、タイル張り、道路標識・路面標示

過去の資格取得日での
能力評価は2024年3月まで

昨年8月より広島建労は、09社が登録し、「技能者(一社)広島県建設センター協会と第7地連建設技能者支援協会に、建設キャリアアップシステム(CCUS)の事業者・技能者の登録審査認定を委託しました。

8月末現在、全国では技能者65万9949人(平成27年国勢調査比較で登録率28.7%)、事業者13万2244社が登録。広島県内では、1万6816人(登録率32.3%)、40

窓口へは、「インターネット申請は予想以上に大変」「資格などの登録やり直しに時間がかかり、登録に数カ月を要した」「インターネット申請から窓口申請に

切り替えられるか」などの問い合わせも多く、申請審査を面前でスピーディーなカード発行が実現できる窓口申請に「助かった」「分かりやすかった」などの評価をいただいています。

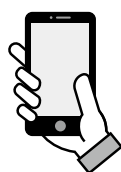
県内ゼネコン企業や建設業団体からの問い合わせも増え、「担い手確保・処遇改善」を目標に県内で共同した取り組みの一端を担っています。

過去の資格取得日を起算

11/19(金)まで広島建労ホームページ上で職人川柳への応募作品の投票を行っています。右のQRコードから投票してみてください！

(投票は複数個選択できますが、1度しか投票できません。ご注意ください)

※重複投票防止のため、投票にはGoogleアカウントが必要となっています。ご了承ください。



投票はこちらから



歯とお口の健康

口臭のケアと体とのかかわり

第4回

お口のお手入れ・豆知識

Q. どんな歯ブラシを選べばいいのですか？

ヘッドの大きさは前歯2本分くらい。ブラシのかたさはふつうか軟らかめがお勧めです。かためを使うときはブラッシング圧に注意。

Q. 歯ブラシはどれくらいで交換するのですか？

1ヶ月に1本を目安にします。ブラシが広がっていてもコシがなくなり清掃効果が落ちてしまいます。

Q. 何分ぐらい歯磨きをすればいいのですか？

時間よりも、歯の周りを舌で舐めてつるつるになるまで磨く事が大切。時間をかけて磨くためには、「ながら磨き」がお勧め。長く磨くことができない人はブラシが大きめの歯ブラシを使うことをお勧めします。

Q. デンタルリンスはなぜ使った方がいいのですか？

就寝中は、唾液の分泌が少なくなるなど細菌が繁殖しやすくなります。お休み前にデンタルリンスを使用すれば、就寝中の細菌の繁殖を抑えることができます。起床時にお口の中がねばついたり、口臭が気になる人は、就寝前の丁寧なお手入れ以外に、デンタルリンスの使用をお勧めします。



情報提供 サンスター株式会社

指定協力歯科医院で歯科健診を受診する場合、無料(※)で受診できます！※詳しくは建設労働組合の各地連窓口にお問い合わせください。

高額療養費

◎高額療養費の支給

1ヶ月に支払った医療費の一部負担金が所得の区分（別表参照）ごとの自己負担限度額を超えた場合、建設国保に申請していただくと、その超えた金額が高額療養費として支給されます。

◎限度額適用認定証等

70歳未満で所得のある世帯の方、または70歳以上の方で所得区分「現役並みⅡ・現役並みⅠ」に該当の方が入院・通院等で高額な医療費が生じる場合は、『限度額適用認定証』を、70歳未満で非課税世帯の方、または70歳以上の方で所得区分「低所得Ⅱ・低所得Ⅰ」に該当の方が入院・通院等される場合は『限度額適用・標準負担額減額認定証』を、保険証と一緒に医療機関等の窓口で提示していただくと、窓口で支払う一部負担金は自己負担限度額（別表参照）までとなり、負担額が軽減されることになります。なお、令和3年10月20日よりオンライン資格確認（※1）が本格運用開始となったことで、オンライン資格確認システムが導入されている医療機関、薬局等（※2）ではマイナンバーカードによる限度額適用区分の確認が本人同意のもと可能となり、被保険者証、前期高齢者受給者証、限度額適用認定証等の提示が不要となります。（※3）

（※2）対象医療機関等につきましては直接ご確認くださいか、厚生労働省のホームページよりご確認ください。

（※3）マイナンバーカードを被保険者証等として使用する場合は、事前にマイナポータルでの登録手続きが必要となります。また、オンライン資格確認システムが未導入の医療機関、薬局等では、従来通り各証等の提示が必要となりますので、限度額適用認定証等が必要な場合は建設労働組合の窓口にて申請をお願いします。

★「70歳未満で非課税世帯の方・低所得Ⅱ・低所得Ⅰ」の方については、食事療養費も軽減されます。

★自己負担限度額を超えた高額療養費の部分については、建設国保が直接医療機関に支払います。

◎高額な医療費支払いのための資金貸付制度

高額療養費は、病院からくる医療費の請求をもとに計算して支給となりますが、その医療費の請求がくるのは、早くても受診月から2ヶ月後となっていて、高額療養費が支給されるまでかなりの時間がかかります。そこで建設国保では、高額な医療費を支払うための当座の資金を組合員さんに無利子でお貸しする制度を設けています。貸付金額は、高額療養費として支給される見込みの金額の8割相当の額です。

★組合員さん並びに届け出事項に該当するご家族の個人番号が必要となりますので、個人番号の確認できる書類（個人番号カード、個人番号通知カード、住民票など）も必ずご持参下さい。

（※1）オンライン資格確認とは、医療機関や薬局等の窓口でマイナンバーカードを提示することで、マイナンバーによる情報連携を活用し、健康保険の資格等の確認が可能となるシステムです。

別表

◎自己負担限度額

年齢や所得・課税額などによって異なります。

■70歳未満…世帯で21,000円以上の一部負担金は合わせて計算

区分	自己負担限度額(単位:円)		
	基準額	多数該当	特定疾病
上位所得者① (旧ただし書所得901万円超)	$252,600 + (\text{総医療費} - 842,000) \times 1\%$	140,100	(※1)
上位所得者② (旧ただし書所得600万円～901万円以下)	$167,400 + (\text{総医療費} - 558,000) \times 1\%$	93,000	
一般① (旧ただし書所得210万円～600万円以下)	$80,100 + (\text{総医療費} - 267,000) \times 1\%$	44,400	10,000
一般② (旧ただし書所得210万円以下)	57,600		
非課税(世帯全員が住民税非課税)	35,400	24,600	

◎旧ただし書所得＝総所得金額等から基礎控除額を差引いた額

■70歳以上…外来のみは個人ごとに計算、世帯では全ての一部負担金を合わせて計算

区分	自己負担限度額(単位:円)			
	外来	入院、外来＋入院(世帯全体)	多数該当	特定疾病
現役並み所得Ⅲ (課税所得が690万円以上)	$252,600 + (\text{総医療費} - 842,000) \times 1\%$		140,100	10,000
現役並み所得Ⅱ (課税所得が380万円以上)	$167,400 + (\text{総医療費} - 558,000) \times 1\% (\text{※}5)$		93,000	
現役並み所得Ⅰ(※2) (課税所得が145万円以上)	$80,100 + (\text{総医療費} - 267,000) \times 1\% (\text{※}5)$		44,400	
一般 (課税所得が145万円未満等)	18,000(※4)	57,600	44,400	
低所得Ⅱ(世帯全員が住民税非課税)	8,000	24,600(※3)		
低所得Ⅰ(世帯全員が住民税非課税で所得もない)	(※4)	15,000(※3)		

(※1) 人工透析治療が必要な慢性腎不全の方は20,000円、その他の特定疾病の方は10,000円

(※2) 以下のいずれかに該当する場合は「一般」となります。
ただし①の場合、申請が必要となります。
①判定対象者の収入合計が383万円未満、判定対象者が2名以上の場合は判定対象者の合計収入が520万円未満
②旧ただし書所得の合計額が210万円以下
(世帯に属する70歳以上の被保険者に適用)

(※3) 「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示されない場合は、「一般」の自己負担限度額で徴収される為、所属の地域連合で証交付の手続きを行ってください。

(※4) 7月31日時点で所得区分が「一般」又は「低所得Ⅰ・Ⅱ」の方については、1年間（8月～翌7月）の外來療養に係る自己負担額の合計が144,000円を超えた場合、その超えた金額が申請により支給されます。

(※5) 「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示されない場合は、「現役並みⅢ」の自己負担限度額で徴収される為、所属の地域連合で証交付の手続きを行ってください。

★オンライン資格確認システム導入医療機関等でマイナンバーカードによるオンライン資格確認がされている場合は「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示は必要ありません。

★多数該当とは、過去12ヶ月間で高額療養費の支給が4回目以降の場合

★高額療養費の対象となる一部負担金
保険診療になっている治療費が対象で、食事代や差額ベッド代は含まれません。
それを暦月ごと、医療機関ごと、入院・通院は別々に計算。

★特定疾病療養受療証
血友病や慢性腎不全などの特定疾病の治療を受ける場合、建設国保が交付する「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口で提示する必要があります。該当の方は、所属の地域連合で証交付の手続きを行ってください。

高額介護合算療養費について

医療保険と介護保険の両方を利用する世帯において、医療保険及び介護保険の自己負担の合計が著しく高額となり一定額を超えた場合、その超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。
(医療保険ごとに自己負担額が合算される為、同一世帯において異なる医療保険に加入している方とは合算されません)
*自己負担限度額(8月1日から翌年7月31日までの1年分を合算します。)

■70歳未満の人

ア／旧ただし書所得901万円超	212万円
イ／旧ただし書所得600万円超～901万円以下	141万円
ウ／旧ただし書所得210万円超～600万円以下	67万円
エ／旧ただし書所得210万円以下	60万円
オ／住民税非課税	34万円

◎旧ただし書所得＝総所得金額等から基礎控除額を差引いた額

■70歳から74歳の人

現役並みⅢ(課税所得が690万円以上)	212万円
現役並みⅡ(課税所得が380万円以上)	141万円
現役並みⅠ(課税所得が145万円以上)	67万円
一般(現役並みにも低所得にも該当しない)	56万円
低所得Ⅱ(世帯全員が住民税非課税)	31万円
低所得Ⅰ(世帯全員が住民税非課税で所得もない)	19万円

